(傍線部分は改正部分)

申請者 (<mark>注2</mark>) 住 所 (法人又は段体にあつて は本店又は主たる事務所 の所在地)	別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式(第26 条関係) 第1 申請書 高周波利用設備許可申請書 年 月 日	(設置許可の申請) (設置許可の申請) (設置許可の申請)	改正案
申請者 (<u>注1</u>) 住 所 (法人又は段体にあつて は本店又は主たる事務所 の所在地)	別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式 (第26条関係) 第1 申請書 高周波利用設備許可申請書 年 月 日 (何)総合通信局長 (沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。) 殿	3・4 (同上) 第二十六条 (同上)	現行

天 经 哥

高周波利用設備 (<u>注3</u>)を設置いたしたいので、 電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。 高周波利用設備(沖縄県の区域においては、 沖縄総合通信事務所長とする。

$2\sim5$ (器)

第2 線搬送通信設備の場合を除く。) 添付書類 (設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力

(様式略)

注1·2 (器)

各欄の記載は、次のとおりとすること。

各種設備	設備又は	業用加熱	設備、工	2 医療用	う。)	備」とい	「通信設	おいて	の様式に	(以下に	信設備	み書き通	誘導式読	設備又は	導式通信	設備、誘	搬送通信	1 電力線	×
		場合	の申請の	(1) 新設許可						の場合	て国じ。)	の表におい	う。以下こ	の申請をい	1項の許可	第 100 条第	の申請(法	(1) 新設許可	別
及び19)(注5)並びに2	(15), (16), (17), (18) (注4)	(10), (12), (13), (14),	(5), (6), (7), (8), (9),	$1 \mathcal{O}(1), (2), (3), (4),$					(路)					1)	から <u>8</u> まで <u>並びに9</u> (注	1),(12),(14)及び(15),3	(8), (9), (10), (11) (注	$1 \mathcal{O}(1), (2), (3), (4),$	記載する欄
400MHz	て、か	合であ	第1号	65 条第	(注5) 設備規	に限る。	設備の	で動作	える周	400MHz	て、か	場合で	び第3-	項第1-	第 65 条	(注4) 設備:	(略)	(工主) ~ (注注)	備考
	及び(19) (注5) 並びに2	(15), (16), (17), (18 <u>) (注 4)</u> 及び(19 <u>) (注 5)</u> 並びに 2	場合 (10)、(12)、(13)、(14)、 (15)、(16)、(17)、(18 <u>(注4)</u> 及び(19 <u>(注5)</u> 並びに2	工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), In熱 場合 (10), (12), (13), (14), U.5, (16), (17), (18 <u>(注4)</u> そ(計 及び(19 <u>(注5)</u> 並びに2	医療用 (1) 新設許可 1 の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は (15), (16), (17), (18) (注 4) 各種設備 及び(19) (注 5) 並びに 2	う。) (注5) 医療用 (1) 新設許可 (5), (6), (7), (8), (9), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は (15), (16), (17), (18) (注4) 各種設備 及び(19) (注5) 並びに2	備」とい (注5) 万。) 医療用 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は 表で(19) 次で(19) 各種設備 及で(19) 及び(19) (15) 並びに2	「通信設 備」とい う。) 医療用 (1) 新設許可 1 の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は 場合 (15), (16), (17), (18) (注4) 各種設備 及び(19) (注5) 並びに2	おいて 「通信設 備」とい う。) 医療用 (1) 新設許可 1 の(1), (2), (3), (4), 医療用 (1) 新設許可 1 の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は 場合 (15), (16), (17), (18) (注4) 各種設備 及び(19) (注5) 並びに2	の様式に (2) (略) (略) おいて 「通信設備」という。) (注5) 医療用(1) 新設許可(5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱場合(15), (16), (17), (18), (14), (18), (14), (18), (17), (18) (注5) を確設備又は各種設備 及び(19)(注5)並びに2	(以下こ の場合 の様式に (2) (略) (略) おいて 「通信設 備」とい う。) 医療用 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), と療用 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), 設備、エ の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は 場合 (15), (16), (17), (18) (注4) 各種設備 及び(19) (注5) 並びに2	信設備 て同じ。) (以下こ の場合 の様式に (2) (略) (略) おいて 「通信設 備」とい う。) 医療用 (1) 新設許可 1 の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は 場合 (15), (16), (17), (18) (注4) 各種設備 及び(19) (注5) 並びに2	み書き通 の表におい信設備 で同じ。) (以下この場合 (路) (略) (略) (注5) (近7)、(18)、(14)、(13)、(14)、(14)、(14)、(14)、(14)、(15)、(15)、(16)、(17)、(18)、(14)、(15)、(15)、(16)、(17)、(18)、(14)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(14)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(14)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(16)、(17)、(18)、(14)、(18) (16) (17)、(18) (16) (17)、(18) (16) (17)、(18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (16) (17) (18) (17) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18	誘導式語 う。以下こ み書き通 の表におい 信設備 て同じ。) (以下こ の場合 の様式に (2) (略) (略) おいて 「通信設 備」とい う。) 医療用 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は 場合 (15), (16), (17), (18) (注4) 各種設備 及び(19) (注5) 並びに 2	設備又は の申請をい 1) 誘導式読 う。以下こ み書き通 の表におい 信設備 て同じ。) (以下こ の場合 の様式に (2) (略) (略) おいて 「通信設 備」という。) 医療用 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (15), (16), (17), (18) (注4) 各種設備 及び(19) (注5) 並びに 2	導式通信 1項の許可 から8まで並びに9 (注 設備又は の申請をい 1) 誘導式読 う。以下こ み書き通 の表におい 信設備 て同じ。) (以下こ の場合 の様式に (2) (略) (略) おいて 「通信設 備」とい う。) (略) (略) 医療用 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (15), (16), (17), (18), (14) 各種設備 及び(19), (注4)	設備、誘 第 100 条第 1), (12), (4)及び(15), 3 (注4) 導式通信 1項の許可 から8まで並びに9 (注 設備又は の申請をい 1) 誘導式読 う。以下こ み書き通 の表におい 信設備 て同じ。) (以下こ の場合 の様式に (2) (略) (略) おいて 「通信設 備」とい う。) 医療用 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), 設備、工 の申請の (5), (6), (7), (8), (9), 業用加熱 場合 (10), (12), (13), (14), 設備又は 場合 (15), (16), (17), (18), (144) 各種設備 及び(19), (注5) 並びに2	機送通信 の申請(法(8),(9),(0),(11)(注 設備、誘(第100条第1),(12),(14)及び(15)_3 (注4) 導式通信 1項の許可 から <u>8</u> まで並びに <u>9</u> (注 設備又は の申請をい 1) 誘導式読 う。以下こ み書き通 の表におい 信設備 て同じ。) (以下こ の場合 の様式に (2)(略)(略)(略) おいて 「通信設 備」とい う。) 医療用 (1)新設許可 1の(1),(2),(3),(4), 設備、工 の申請の (5),(6),(7),(8),(9), 業用加熱 場合 (15),(16),(17),(18)(注4) 各種設備 及び(19)(注5)並びに2	電力線 (1) 新設許可 1の(1), (2), (3), (4), (注1) へ 搬送通信 の申請(法 (8), (9), (10), (11) (注 設備又は 第 100 条第 1), (12), (14)及び(15), 3 (注4) 設備又は の申請をい 1) 誘導式語 う。以下こ (以下こ の場合 (以下こ の場合 (以下こ (2) (略) (略) (略) (2), (3), (4), (25) 並びに2 (25) を 信設備 (1) 新設許可 (10), (12), (13), (14), (15) 能 定療用 (1) 新設許可 (15), (16), (17), (18), (14), (15) 能 実用加熱 場合 (15), (16), (17), (18), (14), (15) を を確設備 及び(19), (145) 並びに2 44

氏 经

高周波利用設備 (<u>注2</u>)を設置いたしたいので、電波 法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1~4 (同左)

얦2 (同左)

(同左)

注1·2 (同左) (同左)

 ω

2 (同 左)			Ą	1 (同	×
(1)	(2)			(1)	
(同左)	(同左)			(同左)	別
1 の(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8), (9), (10), (12), (13), (14), (15), (16), (17), (18)及び(19)並 びに2 から8まで	(同左)	1)	(o), (b), (w), (m) (注 1) , (t2), (t4)及びは <u>並び</u> <u>に</u> 3から <u>9</u> まで(注	$1 \mathcal{O}(1), (2), (3), (4),$	記載する欄
				(注1)	備
			(<u> </u>	~ (注3)	析

			10 並びに 11		
11			(注3),8(注3),		
8 (注3),10並びに			4, 5, 6 (注3), 7		
(注3),7(注3),			5), 2(注2), 3,		
2), 3, 4, 5, 6			びに(19) (注2) 及び (注		
及び19(注2), 2(注			(注2) 及び (注4) 並		
(17)(注2),(18)(注2)			2),(17)(注2),(18)		
(注2),(16)(注2),			(15) (注2), (16) (注		
2),(14)(注2),(15)			(注2),(14)(注2),		
(12) (注2), (13) (注			2),(12)(注2),(13)		
(注2),(10)(注2),			(注2), (10)(注		
2),(8)(注2),(9)			2),(8)(注2),(9)		
(6)(注2),(7)(注			(6)(注2),(7)(注	の場合	
(注2),(5)(注2),		に限る。	(注2),(5)(注2),		
2),(3)(注2),(4)		設備の場合	2),(3)(注2),(4)	可の申請	
1の(1)(注2),(2)(注	(2) (同左)	で動作する	1の(1)(注2),(2)(注	(2) 変更の許	

4~10 (器)

11 1の(6)の欄は、高周波発生装置の 管体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

(瑟)

12・13 (略)

14 1の似の欄は、送信装置又は高周波発生装置の<mark>筐体外</mark>に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(瑟

15~32 (略)

第3 添付書類(設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力 線搬送通信設備の場合に限る。)

 長
 高周波利用設備 由請書 (注1)の添付書類
 ※整理

 辺
 (設備分)(注2)
 番号

4
7
10
_
回
H
$\overline{}$

11 1の(6)の欄は、高周波発生装置のきょう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。(同左)

12・13 (同左)

14 1の似の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきょう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(同左)

15~32 (同左) 第3 (同左)

高周波利用設備 申 請 書 (注 1)の添付書類 (設備分)(注 2)

長辺

紫縣 群田

1	2		T					7	荥	 	Н	Р			ı	
かりがな	参考事項	14) その他の	自有口	<u>り際で味く</u> <u>使用</u>	<u>の状態と同様の電</u> + 始 * 100 /		はないとと	(11) 屋外の電力線			i	(8) 通信線又はそれに相当する部分へに相当する部分への伝導妨害波の電流	□ 施行規則第 44 条第 2 項第 2 号の (1)に規定する設備 □ 施行規則第 44 条第 2 項第 2 号の (2)に規定する設備	(5) 設備の区分	(נימ	BI)
		その他の工事設計	浦		関係の電	の電力線	一下に直	打線				が語分へに対める	1男44 第2号の 一る設備 1第44 第2号の 第2号の 第2号の		汉数	学类
							接地	(12)				(9) ***		(6)		
			有 口 無				割	電力線の片線の) 放射妨害波の電 界強度		電力線への伝導 妨害波の電流	台	Ż
			isht.					-							j.	+
			一	<u> 1870</u>	者で	のみ~	岐線の	(13) 電力	口有	通信	内に設置のみ除く	(10) 他の広帯域電 線搬送通信設備 (同一の者が占 する連続した敷		(7) 電 <i>力</i> 妨害液	かなる	久然
					、は美	が終りてのス	<u>) 直列</u>	り線等	चार्गा.	0	へ 聞 ひ	部別の対理を関する。		電力線への頻等波の電圧	4	
			L		前の	Ž Š	機能	2			12 / L/2 / L	域の設定を対して		€ H		ďΠ
			浦		は負荷の接	は単力感寺の万塚	<u>岐線の直列接続又</u> は電力組織の上組	電力線等への分	浦		されたも	他の広帯域電力 搬送通信設備 同一の者が占有 る連続した敷地		電力線への伝導害波の電圧		<u>п</u>
		*	6	ڻ ت	値の接	4	接続又	3		2	さため	<u>乜</u> 相割	で 事 工 ロ	の伝導		
		※ 編		5 設置場所	荷の接 よりがな		<u> 接続又</u>	ω	□ 浦 ふりがな			<u>内</u> (8) 計 の 説 消		伝導 (5)	(וימ	
		備	6			4				2		7 一 祖 孝 孝 『 平 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		伝導		
		備	6			4		ω		2		力た(8) 通信線又はそれ(9)計ご相当する部分へ界有の伝導妨害波の電遊流		伝導 (5) 設備の区分 (6) 妨		中
		備	6 許可の番号			4		ω		2		力た(8) 通信線又はそれ(9)計ご相当する部分へ界有の伝導妨害波の電遊流		伝導 (5) 設備の区分 (6) 妨		
		備	6 許可の番号 7			4		ω		2		力 で (8) 通信線又はそれ (9) 計 に相当する部分へ 方 の伝導妨害波の電 遊		伝導 (5) 設備の区分	改数数	
		備	6 許可の番号 7			4		ω		2		力 で (8) 通信線又はそれ (9) 放射妨害波の電 (10) 計 に相当する部分へ 界強度 計 有 の伝導妨害波の電 地 流		伝導 (5) 設備の区分 (6) 電力線への伝導 (7) 妨害波の電流 妨	XX XX	
		備	6 許可の番号			4		ω		2		<u>力</u>		伝導 (5) 設備の区分 (6) 電力線への伝導 妨害波の電流	改数数	

*	6	51		4		ω
備	許可の番号	設置場所	ふりがな	住所	ふりがな	3 氏名又は名称
批	番号	听	*		*	は名称
	7 許可の年月日					

注1~5 (略)

- 6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。
- (1) 1の(5)の欄は、<u>申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号の(1)</u>に規定する設備又は同号の(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。

$(2)\sim(6)$ (略)

- 1 の(10)から(13)までの欄の記載は、次によること。ただし、屋 内広帯域電力線搬送通信設備(施行規則第 44 条第 2 項第 2 号の (1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。)の場合 は記載を要しない。
- (1) 1の(10)の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線 搬送通信設備(同一の者が占有する連続した敷地内に設置さ れたものを除く。)との通信の有無について、該当する事項 にレ印を付けること。
- 2) 1の印の欄の口には、申請に係る設備において使用される 屋外の電力線(施行規則第 44 条第2項第2号の(2)に規定する コンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と 同様の電力線(屋内電気配線と直接に電気的に接続されたも のに限る。)を除く。)の有無について、該当する事項にレ 印を付けること。
- (3) 1の(12)の欄の□には、申請に係る設備において使用される

注1~5 (同左)

6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。

(1) 1の(5)の欄は、<u>屋内広帯域電力線搬送通信設備(施行規則</u> 第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送 信設備をいう。)の場合は「屋内広帯域」と、それ以外の場合は「一般広帯域」と記載すること。

(2)~(6) (同左)

<u>電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。</u>

- (4) 1の(3)の欄の口には、申請に係る設備において使用される 屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線 若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみに スイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
- 8 1の(M)の欄は、1の(I)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

$9 \sim 13$ (略)

14 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所(いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの)を記載するほか、変更後の事項を記載すること(1の(1)から(13)までに変更があつた場合は、1の(14)の欄も記載すること。)。

附 則

 $15 \cdot 16$

零

この省令は、公布の日から施行する。

1の[10]の欄は、1の[1]から[9]までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

8~12 (同左)

変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所(いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの)を記載するほか、変更後の事項を記載すること($1 \sigma(1)$ から $\frac{(9)}{(9)}$ までに変更があつた場合は、 $1 \sigma \frac{(10)}{(10)}$ の欄も記載すること。)。